

(経過説明資料)

「京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議委員の推薦について」

平成 25 年 8 月に京都府地球温暖化防止活動推進センターより、京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議委員の推薦について依頼がありました。以下内容です。

(内容)

- ・ 京都府地球温暖化防止活動推進センターでは、京都府域の温室効果ガス排出の実態や、先進的な温暖化対策の情報を共有し、京都府内の多様な団体が連携を深め、府域の温暖化防止活動をさらに推進することを目的に「京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議」を設置する予定です。
- ・ つきましては、ぜひとも亀岡市環境基本計画推進会議の方に同会議の委員にご就任いただきたく連絡をしました。承諾いただけるなら正式な依頼文を送付します。
- ・ 同会議の内容やスケジュールに関しては、別紙実施案及び要綱案をご参照ください。ご不明の点がございましたら事務局までお問い合わせください。

(問い合わせ内容)

- ・ 手当、交通費は支給されますか？
→ 支給されません。
- ・ 負担金等の負担はありますか？
→ ありません。
- ・ 事務局が団体を代表して出席することは可能ですか？
→ 可能です。
- ・ 特別な発表など必要ですか？
→ 今のところ必要ありません。

平成 25 年度「京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議」実施案

京都府地球温暖化防止活動推進センター
(特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議)

(1) 目的と概要

京都府域の温室効果ガス排出の実態や、先進的な温暖化対策の情報を共有し、京都府内の多様な団体が連携を深め、府域の温暖化防止活動をさらに推進することを目的に「京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議」を設置し、年 3 回ほどの会議を開催する。

(2) 委員

行政、市町村と連携して活動を行う地球温暖化対策地域協議会、環境関連団体、事業者団体など 40 団体ほどに委員の推薦を依頼し、推薦のあった者を委嘱する。

(3) 会議開催スケジュール及びテーマ

○第 1 回会議

実施時期：10 月上～中旬

テーマ：府内の温室効果ガス排出の現状と京都府の温暖化対策について

内容：京都府より、府内の温室効果ガス排出量の推移、条例や計画の内容、温暖化対策の方針や具体的施策などについてお話しいただき情報を共有する。

○第 2 回会議

実施時期：1 月中～下旬

テーマ：地球温暖化対策地域協議会の活動について

内容：府内各地で活動する地球温暖化対策地域協議会メンバーより、地域での活動内容、成果、課題などについてお話しいただき相互理解を深める。

○第 3 回会議

実施時期：3 月上旬

テーマ：事業所での温暖化対策について

内容：事業活動に関連する温暖化対策の事例についてお話しいただき情報を共有する。

(4) その他

- ・会議は、平成 25 年度地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業 地域における地球温暖化防止活動促進業務（京都府）（一般社団法人地球温暖化防止全国ネット委託事業）の一環で開催し、委員の交通費は、京都地球温暖化防止府民会議の規定に基づき支給する。

以上

京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議 設置要綱（案）

（目的）

第1条 京都府域の温室効果ガス排出の実態や、先進的な温暖化対策の情報を共有し、京都府内の多様な団体が連携を深め、府域の温暖化防止活動をさらに推進するための基盤を形成することを目的に、京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議（以下「会議」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- （1）京都府域の地球温暖化防止活動に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- （2）京都府地球温暖化防止活動推進センター（以下、センター）が行う事業への提案、助言に関すること。
- （2）その他、目的達成に必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 会議の座長は、センター長があたる。また、座長は、委員の中から2名以内の副座長を指名する。

- 2 会議の設立当初の委員は別表の通りとする。委員の委嘱及び解嘱はセンター長が行う。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会議の副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。増員又は後任として就任した委員の任期は、現任者又は前任者の任期の残存期間とする。

（会議）

第4条 会議は、座長が招集する。会議の議長は、座長または座長が指名する者が務める。

- 2 座長は、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員会）

第5条 会議には、第2条に規定する所掌事項を実施するため、必要と認められるときは作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の部会長及び構成員は座長が指名する。
- 3 部会長は、作業部会において検討した事項を会議に報告するものとする。
- 4 部会長は、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(旅費，謝金の支給)

第 6 条 会議や作業部会に参加した委員や構成員，その他座長及び部会長が出席を求めた者には，旅費を支給する。また，必要に応じて謝金を支給することができる。支給は，センターに指定されている特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議（以下，法人）の委託業務算定基準に基づき行う。

(庶務)

第 7 条 会議及び委員会の庶務は，センター事務局において処理する。

(要綱の変更)

第 8 条 この要綱の変更は，委員に諮った上で，法人理事会の議決を経て行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，会議及び作業部会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 25 年〇月〇日から施行する。
- 2 設立当初の委員の任期は，第 3 条の定めに関わらず，平成 27 年 6 月 30 日までとする。

別表

会議構成員一覧

指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)
指名	(所属団体)

【参考資料】 京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議は、下記の委員により構成されていた京都府温暖化防止センター運営委員会を発展的に解消し、これを引き継ぐ新たな場として設置する予定です。連絡調整会議は、下記メンバーをベースに、新たな方々に加わっていただいで構成する予定です。

京都府地球温暖化防止活動推進センター（NPO法人京都地球温暖化防止府民会議）運営委員名簿

（第5期 平成23年7月1日～平成25年6月30日）

名前	所属団体	備考
青木義照	リアル・リンク京都	
浅岡美恵	弁護士	
あざみ祥子	コンシューマーズ京都	
岡本哲也	連合京都	
木村二郎	KES環境機構	
井上和彦	京のアジェンダ21フォーラム	
松浦卓也	京都市地球温暖化対策室	
大西啓子	きょうとグリーンファンド	
大野和宣	城陽環境パートナーシップ会議	
奥原恒興	京都府商工会議所連合会	
片山洋子	京都府生活学校連絡協議会	
蒲田充弘	丹後の自然を守る会	
川村清	環境カウンセラーズ京都	
栗田澄子	京都府連合婦人会	
栗山裕子	古材文化の会	
坂本茂	京都府生活協同組合連合会	
田浦健朗	気候ネットワーク	
中村孝行	綾部市環境市民会議	
木原強	京都工業会	
中村清一	京都府地球温暖化防止活動推進員	
橋長豊	八幡市環境市民ネット	
有川真理子	環境市民	
堀江長	南丹市市民課	
宗田好史	京都府立大学	
江川宗治	長岡京市環境の都づくり会議	
高屋奈尾子	京都府地球温暖化対策課	
沖田康彦	京都府商工会連合会	

平成 25 年 月 日

京都府地球温暖化防止活動推進センター
(特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議)
理事長 郡嶋孝様

_____ 印

京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議 委員の推薦について

平成 25 年 月 日付で依頼のあった京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議
委員推薦の件について、下記の者を推薦いたします。

名前： _____

委員の連絡先

住所：〒 _____

電話： _____ (_____)

E-mail： _____ @ _____

以 上